

## 「地震災害対策編」

### 第1章 災害減災計画

#### 第1節 県の地震災害想定(福島県地域防災計画抜粋)

##### 第1 地震災害と地震発生特性

地震は、発生仕組みからみると、大きく分けて二つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海洋型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震の二つである。

##### 第2 直下の地震(陸部の断層の破壊によって発生する地震)

###### 1 活断層分布特性

###### (1) 阿武隈山地東縁部にある双葉断層

① 第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

###### ② 想定地震の概要

浜通り北部を震源とした場合

マグニチュード:7.0

###### ③ 市への影響度

震度5弱～5強の揺れ

ただし、県の調査結果にはないが浜通り中部地域を震源とした場合は、揺れが大きくなる可能性がある。

###### (2) 福島盆地西縁部の活断層

① 地西縁の丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与したものとして注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

###### ② 想定地震の概要

福島市地域を震源とした場合

マグニチュード:7.8

###### ③ 市への影響度

震度4～5弱の揺れ

(3) 会津盆地西縁部及び東縁部の活断層

① 丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側(盆地側)に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。東縁部は、断層がほぼ南北方向に延びており、断層の東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である。

② 想定地震の概要

浜通り北部を震源とした場合

マグニチュード:7.7

③ 市への影響度

震度3～4の揺れ

2 海溝型地震(プレート境界部を震源として発生する地震)

(1) 本件沖における地震発生特性

① 海溝型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。本県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

② 想定地震の概要

三陸沖を震源とした場合(東北地方太平洋沖地震を想定)

マグニチュード:9.0

③ 市への影響度

震度5強～6弱の揺れ

3 地震想定

県の地震想定における市内の最大震度は、海溝型地震が発生した場合で最大震度6弱であるが、市東端の接続する双葉断層の活動に連動して畑川破碎帯が活動した場合の想定はされておらず、双葉断層に連動して畑川破碎帯が活動した場合は東日本大震災時に観測した震度6強同等かそれを超える揺れになることも否定できない。

## 第2節 防災に関する組織と責務

### 一「総則編」第2章第2節(防災に関する組織と責務)準拠一

### 第3節 防災情報通信システムの整備

－「一般災害対策編」第1章第2節(防災情報通信システムの整備)準拠－

### 第4節 土砂災害防止対策

市は、土砂災害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための対策を実施するものとする。なお、土砂災害防止対策については、この節の定めによるもののほか、「一般災害対策編 第1章 第4節(災害予防対策)第6(土砂災害予防対策)」の定めによるものとする。

#### 第1 急傾斜地防災対策

市内の丘陵地及び山間地等には、地震により崩壊のおそれのある急傾斜地及び土石流危険渓流等が分布している。これら急傾斜地の崩壊による被害を未然に防止するため、県と協力し、次の予防対策を実施するものとする。

#### 第2 山崩れ、土石流等発生危険渓流等の指定及び調査

##### 1 点検調査の実施

- (1) 地震発生後、余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害や水害等の発生を防止するため、迅速に土石流等発生危険渓流等の調査を行い、災害の危険性について把握するとともに、県(県中地方振興局経由)に調査結果を報告する。
- (2) これ以外の山崩れ、地すべり等の危険箇所の調査を継続的に行い崩壊危険箇所の実態の把握に努め、防災対策及び避難指示等の基礎資料とする。

##### 2 点検調査の方法

危険箇所の点検は、県総合土石流対策基本計画に指定された箇所及び危険が想定される箇所の事前調査に基づき調査ルートを設定し、優先順位を決めて目視で実施する。なお、調査中の二次災害には十分に注意する。

##### 3 点検要員の確保

危険箇所の点検要員は、市及び関係機関の職員を確保するとともに、専門技術者等への委託や事前登録ボランティアへの協力要請等により対応する。

##### 4 山崩れや土石流等の発生危険区域の住民への周知

- (1) 崩壊危険箇所について、平常時から定期的にパトロール等を実施し、地域住民等に山崩れ・がけ崩れの危険について周知徹底する。
- (2) 山崩れや土石流の被害を予防し、発生した場合の被害の極限を図るため、危険区域住民に対し、危険区域、避難場所、避難ルート等の周知を図る。

### 第3 急傾斜地崩壊の災害防止対策の促進

調査により現況を把握した崩壊の危険のある急傾斜地等については、県に対して急傾斜地崩壊危険区域への指定を要望するとともに、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう要請するものとする。

## 第5節 地震火災等防止対策

市は、地震災害による火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化及び平常時から災害等に備えた適切な出火防止対策が図られるよう各家庭及び防火上の重要施設への安全指導等の徹底等、予防消火の充実強化に関する対策を行うものとする。

### 第1 出火の防止

住宅の過密化、市民生活の複雑多様化、危険物需要の拡大等により、火災発生及びこれに伴う多大な人的・物的被害が生じることが予想される。このため、消防力の強化はもちろん、消防水利の基準の達成を図るとともに、平常時から地震に備えた適切な出火防止策が図られるよう各家庭及び防火上の重要施設への安全指導等の徹底、危険物等の安全確保に努め、地震発生時に的確な出火防止措置に努めるものとする。

#### 1 一般家庭に対する指導

##### (1) 消防団による巡回指導

消防団による管轄区域の定期的巡回及び春秋の火災予防運動等を利用して市民の火災予防意識の高揚を図る。また、防災訓練等の機会を通じて、消火器の使用法や初期消火の方法等について指導を行い、地震時の出火防止措置や初期消火活動についての知識・技能の普及を図るものとする。

##### (2) 出火防止等に関する指導事項

- ① 住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理
- ② 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの準備など初期消火準備の徹底
- ③ 対震自動消火装置付火気器具の使用及びガス漏れ警報器、漏電遮断器等の安全機器の設置
- ④ 火を使う場所の不燃化及び火気器具周辺の整理・整頓
- ⑤ カーテン・寝具類等の防火性能を有する製品及び物品の普及
- ⑥ 灯油、ガソリン等の安全な保管
- ⑦ 防災訓練への積極的な参加

#### 2 防火管理者等の育成・指導

(1) 防火管理者

防災上重要施設及び大勢の人が集まる施設等の管理者に対し、防火管理資格者の養成と所属事業所等の消防計画を策定させる等自主防火管理の徹底を図るものとする。

防火管理者には、次の業務を行わせる。

- ① 消防訓練特に火災通報、初期消火及び避難誘導等の訓練の実施
- ② 消防の用に供する設備等の点検整備
- ③ 火気の使用及び取扱に関する監督
- ④ 地震災害時の自衛消防組織、体制の整備

(2) 危険物施設関係者

田村消防署は、危険物取扱者をはじめ、危険物施設の関係者に対し次の事項を実施する。

- ① 火災予防運動週間等の機会をとらえ、施設及び消防用設備等の適正な維持管理の徹底
- ② 立入検査による消防用設備等の設置の指導
- ③ 危険物安全週間中における危険物火災予防の実施
- ④ 危険物取扱者の火災予防に対する講習会の実施

3 出火防止のための査察・指導

多数の者が利用する防火対象物は、火災発生時の人命への危険が特に大きい。このため防火対象物の火災予防については、特に防火管理者の選任等、人的面と消防用設備等物的面の両面から強化する必要があることから積極的な査察・指導を実施するものとする。

(1) 査察

防火対象物及び危険物施設に対する査察

消防法第4条及び第16条の5の規定により、防火対象物に対して立入検査を実施するとともに、火災、人命危険の排除と自主防火体制の確立について指導を行うものとする。

(2) 特命査察

諸般の消防事象を勘案して必要と認めたときに実施する。

第2 初期消火体制の推進

火災による被害軽減上、特に重要となる初期消火活動の強化策として、市民への防災意識の啓蒙、自主防災組織の育成強化等とあわせ、各戸への住宅火災警報器の設置及び消火器の普及などにより初期消火活動体制の充実を図るものとする。

第3 火災予防運動等の活用

全国一斉に実施される春、秋の火災予防運動のほか、郡山地方広域消防組合が実施している火災予防運動や各種訓練等を通じ、消火器具等の取扱方法を指導し、初期消火活動の重要性を認識させる等、その効果を高めるよう努めるものとする。

#### 第4 消防水利・危険箇所等の把握

##### 1 警防調査(地理水利調査等)

田村消防署は、平常時より災害が発生した場合に消防活動が困難と認められる地域、防火対象物及び地理水利の状況等について把握し、災害発生時の適切な消防活動が迅速に行えるよう備えるものとする。

##### 2 警防計画

田村消防署は、管轄区域内の消防活動を効率的に実施するため下記事項を重視して警防計画を策定するものとする。

- (1) 情報資料の収集
- (2) 救出・救助
- (3) 避難誘導
- (4) 延焼拡大阻止
- (5) 水利統制
- (6) 消防活動実施上の障害の把握
- (7) 危険性物質の飛散防止
- (8) 行動間の安全管理(消防団員含む。)

#### 第5 消防力の強化

地震被害想定を考慮し、木造家屋の密集状況など、地域ごとの特性に配慮しながら、効率的な消防力の増強が図れるよう、次の消防組織及び施設の強化策を推進する。

##### 1 消防組織の拡充強化

木造住宅の密集、道路、水利の状況等地域の特性に応じて適切な消防活動が図れるよう、計画的に常備消防組織の整備・強化を促進する。

また、同時多発的な地震火災に対応するため、地域防災力の要となる消防団を危機管理組織としての強化に努めるとともに、人員や機械器具の充実と訓練の実施により地域の防災拠点となる屯所等の整備充実を図るものとし、併せて自主防災組織との協力体制を確立するものとする。

##### 2 消防施設等の整備・充実

###### (1) 消防装備

地域の危険性に応じた適切な消防活動が行えるよう、消防車両、消防機械器具等の充実を図る。

###### (2) 消防水利

地震火災に備え、消火栓及び耐震性防火水槽の計画的設置を推進する。また、河川、池、沼等の自然水利及びプール等の消防活動上有効な水利は、あらかじめ関係者と協議の上、消防水利としての活用を図り、水利の多様化及び適正配置に努める。

## 第6 建築物等の耐火性の向上

建築物の新築・増改築に際しては、建築基準法に基づく指導を行うとともに、次の法制度体系等を通じ、建築物の耐火性の向上に努めるものとする。

### 1 既存建築物に対する改善指導

大規模店舗・旅館等の不特定多数の人が集まる特殊建築物の防災性能を適正に維持保全するため、防災、避難施設等の防災査察を通じ指導するとともに、建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性確保と施設改善を指導するものとする。

### 2 防火対象物定期点検報告制度による指導

消防本部が実施する「防火対象物定期点検報告制度」による表示マーク交付に際し、建設部は連携して建築構造、防火区画、避難階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。また、耐震性の向上を図るための指導も併せて行うものとする。

### 3 消防同意制度の活用

消防法第7条の規定に基づく消防同意制度(建築物の新築、増築等を許可または確認する権限を持つ行政庁等が、許可等をする前に所轄の消防長または消防署長の同意を得る制度)を効果的に活用し、建築、消防設備面からの火災予防の徹底を図るものとする。

## 第6節 建築物等の防災力の強化

建築物の耐震性については、地震災害を経験するごとに建築基準法が改正された経緯があるが、阪神・淡路大震災において、特に昭和56年の法改正以前の建物に被害が多く見られたことから、平成7年12月に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の運用を積極的に推進し、建築物等の地震対策の強化に努めるものとする。

### 第1 建築物等の耐震化

#### 1 建築物等の安全対策

##### (1) 公共建築物等の安全対策

- ① 防災上重要な公共建築物の耐震性確保
- ② 学校等施設の安全対策

#### 2 一般建築物等の安全対策

市は、建築物の所有者または管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図るものとする。

##### (1) 耐震化に関する相談の実施

市は、市民からの建築物の耐震性に関する相談に応ずると共に、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

(2) 耐震性に関する知識の普及

市は、耐震工法、耐震補強などについての資料を配布し、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性確保を推進する。

(3) 建築士会等の協力

市は、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

3 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

市は、県が創設する「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」により市に在住する民間の建築士等の登録を推進するとともに、認定された地震被災建築物応急危険度判定士の協力を得て地震により被災した建築物(一般住宅を含む)が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかを判定する判定活動体制の確立に努めるものとする。

第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等

1 市有施設の耐震性確保

市は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じた耐震性の確保に努めるものとする。

(1) 防災上重要建築物の指定

市は、次の施設を防災上重要建築物に指定する。

① 防災拠点施設

庁舎、各行政局庁舎、保健センター等

② 避難施設

市立小・中学校体育館、市総合体育館、福祉センター等

③ 緊急医療施設

たむら市民病院、都路診療所等

(2) 耐震診断・耐震化の実施

市(各施設管理者)は、防災上重要建築物について耐震診断を速やかに実施し、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成及び公表を行い、計画的に耐震化を行う等、耐震性の確保に努めるものとする。

(3) 建築設備の耐震性確保

市(各施設管理者)は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続して、その機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮し、防災拠点施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の不測の事態に備え、非常



用電源等非常用設備の整備に努めるものとする。

(4) 防災拠点施設の主な設備等

新・改築等によって、新たに防災拠点施設の整備を行う場合には、下記の設備の整備に努めるものとする。

- ① 非常電源設備
- ② 耐震性貯水槽
- ③ 防災行政無線
- ④ 備蓄倉庫(災害対策活動要員用物資を対象とする。)
- ⑤ 臨時ヘリポート
- ⑥ 非常用排水設備または排水槽

第3 窓ガラス・看板等の落下物防止対策

1 一般建築物の落下物防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずるものとする。

- (1) 市は、容積率400%以上の地域内に存在する建築物及び防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物を対象に、落下物の実態調査を行うものとする。
- (2) 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者または管理者に対し改善を指導するものとする。
- (3) 建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行うものとする。

2 市有施設のガラス飛散防止対策

- (1) 市(各施設管理者)は、市有施設のうち、2階建て以上の建物のベランダひさし(0.6m以上)、強化ガラス及び網入ガラス等以外で危険防止対策が講じられていないものについて、ガラス飛散の防止措置を講ずるものとする。

第4 ブロック塀等の防災対策

1 ブロック塀等の倒壊防止対策

- (1) 宮城県沖地震及び東日本大震災においては、コンクリートブロック塀や石塀等の倒壊により犠牲者が発生した。危険なブロック塀については、市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るものとする。
- (2) ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。補強や除去を促進するとともに、ブロック塀等の適正な維持管理がされるよう引き続き指導を行うものとする。
- (3) 新設されるブロック塀については、建築物の完了検査申請書にブロック塀等設置計画・工事状況報告書の提出を求め、安全なブロック塀設置の指導を行うものとする。

2 看板・天井等の落下防止対策

市民が集まる地区や避難所へ至る避難路沿いなどにおいては、地震による看板等の落下物からの危害を防止するため、建築物の所有者または管理者等に対して、市街地における看板、外壁等の落下防止対策の重要性について啓発するとともに、必要に応じて改善指導を行うものとする。

3 家具等の転倒防止対策

タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒または棚上の物の落下による被害を防止するため、広報紙等を通じて、市民に対し家具類の安全対策の普及啓発に努めるものとする。

## 第7節 文化財災害予防対策

－「一般災害対策編」第1章第7節(文化財災害予防対策)準拠－

## 第8節 ライフライン施設等の防災力の強化

－「一般災害対策編」第1章第8節(ライフライン施設等の防災力の強化)準拠－

## 第9節 道路・橋梁の防災力の強化

－「一般災害対策編」第1章第9節(道路・橋梁の防災力の強化)準拠－

## 第10節 農地・農業用施設等の防災力の強化

－「一般災害対策編」第1章第10節(農地・農業用施設等の防災力の強化)準拠－

## 第11節 緊急輸送路等の指定

－「一般災害対策編」第1章第11節(緊急輸送路等の指定)準拠－

## 第12節 避難体制の整備

－「一般災害対策編」第1章第12節(避難体制の整備)準拠－

## 第13節 医療(助産)救護・防疫体制の整備

－「一般災害対策編」第1章第13節(医療(助産)救護・防疫体制の整備)準拠－

#### 第14節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備

－「一般災害対策編」第1章第14節(食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備)準拠－

#### 第15節 廃棄物処理体制の整備

－「一般災害対策編」第1章第15節(廃棄物処理体制の整備)準拠－

#### 第16節 地域防災力の向上

－「一般災害対策編」第1章第16節(地域防災力の向上)準拠－

#### 第17節 防災訓練等の実施

－「一般災害対策編」第1章第17節(防災訓練等の実施)準拠－

#### 第18節 要配慮者支援対策

－「一般災害対策編」第1章第18節(要配慮者支援対策)準拠－

#### 第19節 ボランティア活動支援対策

－「一般災害対策編」第1章第19節(ボランティア活動支援対策)準拠－

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 災害応急対策活動体制の整備

－「一般災害対策編」第2章第1節(一般災害応急対策活動体制の整備)準拠－

### 第2節 職員の動員配備

#### 第1 動員基準

##### 1 職員の配備区分

【一般災害対策編】第2章第2節第1の1の定めによるものとする。

##### 2 職員のとるべき行動

###### (1) 勤務時間内の場合

① 職員は、地震を感じた場合、直ちに防災行政無線及びテレビ・ラジオから地震の情報を収集するとともに、各々の役割に基づき迅速に行動しえるよう準備するものとする。

###### ② 震度が判明した場合

###### ア 地震規模別の対応組織に従事する職員

指示がなくとも所定の配置につくものとする。この際、本属上司にその旨を報告するものとする。また、市民部(生活安全課)は、地震規模別の対応組織体制の周知を行うものとする。

###### イ その他の職員

本属上司の指示を受け行動し、終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しない。また、勤務場所を離れている場合は、進んで上司と連絡をとるものとする。

###### (2) 勤務時間外の場合

###### ① 警備員

ア 警備員は、地震規模別の対応組織が設置されるまでの間、相互に連携し、災害及び被害情報の収集に努める。

イ 各体制毎の施設が開設されたのちは、収集した情報を情報所等に引き継ぎ、原職務に復帰する。

###### ② 地震規模別の対応組織に従事する職員

自動的に万難を排して指定された場所にすみやかに参集し、各々の対応組織の長の掌握下に入り、被害情報の収集、応急対策を実施する。

なお職員は、参集途上で努めて被害状況を収集しつつ登庁する。

- ③ その他の職員  
震度5強以下の地震が発生した場合は、努めて連絡を取れる態勢を維持するものとする。
- (3) 災害対策幹部職員の体制  
災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる地震別の対応組織災害対策幹部職員(各部班長等)は、直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害対策を指揮する。
- 3 気象庁発表の市内の震度または市内に設置された震度計が6弱以上を記録した場合は、次の行動をとらなければならない。
  - (1) 勤務時間内  
職員は、指示がなくとも直ちに所定の配置につき、非常体制の準備を行う。終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しない。また、勤務場所を離れている場合は、進んで上司と連絡をとるものとする。
  - (2) 勤務時間外の場合
    - ① 自主参集  
すべての職員は、自動的に万難を排して指定された場所にすみやかに参集し、配置につくとともに非常体制の準備を行う。
    - ② 自主参集の方法・場所  
職員は、あらゆる手段・方法(徒歩、自転車、バイク等)により、原則として勤務場所に参集するものとする。災害の状況により勤務場所への参集が困難なときは、最寄りの本庁及び行政局に参集し、その責任者の指示を受け、災害対策に従事するものとする。なお、職員の家族に死傷者がでたとき、または自宅が全半壊したときは、何んらかの手段をもってその旨を所属の上司または最寄りの施設の責任者に報告するものとする。
- 4 動員数の確認
  - (1) 参集職員の届出  
動員を受けた者は、速やかに招集地へ参集し、口頭等で所属班長等に到着した旨を届け出る。病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨をしかるべき方法により所属班長等を通じて本部長に届け出るものとする。
  - (2) 動員状況の報告  
事務局長及び各部長等は、招集が完了したときは、各部長は、所属職員総数、動員職員数、登庁人員数及び登庁不可能員数を班別に本部事務局統括班へ通報する。  
通報を受けた本部事務局統括班は、これを動員記録簿に記録する。動員記録簿の様式は、本部事務局統括班が別に定めるものとする。
- 5 動員時の留意事項
  - (1) 日頃からの心得

- ① 防災対策は、職員全員が担うものであることから主管課、担当に負担させるばかりでなく、防災計画に精通するとともに常日頃から防災訓練等に積極的に参加し、防災力の向上に努める。
  - ② 被災により交通の途絶及び道路の寸断等に備え、バイク、自転車、徒歩等により参集するための予備経路を常日頃から確認しておくことが必要である。
  - ③ 即動袋(バック)等の準備  
職員特に本部に従事する職員は、日用品、着替え(3日分)、水(3日分)、食糧(3日分)、手袋、タオル、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を入れ、即動袋を準備しておくものとする。
- (2) 登庁時等の留意事項
- ① 安全確保  
自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。
  - ② 地震情報の収集  
地震が発生したときは、緊急速報メールの活用、テレビ・ラジオの視聴等、近傍市の施設等により、自ら工夫して災害の状況、配備体制を知るよう努めるものとする。
  - ③ 服装  
季節に応じて応急活動に適した服装及び靴を装備する。
- (3) 登庁途上に緊急事態に遭遇した場合
- 職員は、参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した場合は、最寄りの消防機関または警察機関に通報するとともに、直ちに人命救助及び消火活動への協力など適切な措置をとらなければならない。
- (4) 被害状況等の報告
- 登庁途上において、被害状況または災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、より詳しく報告するものとする。
- 第2 初動体制の整備(本庁編)
- 1 注意体制時の対応: 1号配備(情報所の設置)  
※注意体制時の対応については、災害時職員行動マニュアルによるものとする。(資料編)
  - 2 警戒体制時の対応: 2号配備(警戒本部の設置)  
※警戒体制時の対応については、災害時職員行動マニュアルによるものとする。(資料編)
  - 3 非常体制時の対応: 3号配備(本部の設置)  
※非常体制時の対応については、災害時職員行動マニュアルによるものとする。(資料編)

### 第3節 情報活動

震災の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、地震が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行うものとする。

#### 第1 情報活動

##### 1 情報資料の収集

「受けた被害の種別、どのような状態か、今後どう変化するのか」各種手段を併用して必要な情報資料の獲得に努めるものとする。

##### 2 情報資料の分類・整理

収集した情報資料を分類・整理して信頼性、正確性を決定する。

##### 3 情報資料の分析

- (1) 評価した情報資料を分析して地域・市民への影響度を明らかにする。
- (2) 情報班は、各部及び防災機関から提供された情報を地形図(1/5万)等に被害状況を展開し、分析を行い、その結果を企画班に提供する。
- (3) 情報班は、分析した情報を本部会議で報告するとともに速やかに県に速報として報告する。
- (4) 各部等情報連絡員は、各部局及び各班に報告する。

##### 4 情報の使用

- (1) 本部長の対応方針等の意志決定に活用する。
  - ① 本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制等を決定する。
  - ② 本部長は、応援体制の必要性を認めた場合は、県、自衛隊、応援協定締結市町村等への応援要請を行う。
- (2) 本部及び他防災関係機関・団体等との情報の共有を図る。
- (3) 市民への情報提供  
事務局広報渉外班は、民生安定、安全確保及び応急対策を迅速に行うために必要と認められる情報を市民に周知する。
  - ① 避難の準備及び避難場所に関すること。
  - ② 被害の状況(火災、ライフライン等)
  - ③ 行動上の注意事項等

#### 第2 各段階において重視して収集すべき情報

##### 1 災害初動期に重視して収集すべき情報

地震発生のおおむね1～2時間以内に、下記の内容の情報について迅速かつ的確な把握に努める。この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の全体像(概要を大まかに)を把握することに留意

する。

情 報 区 分	細 部 内 容
地震に関する情報	地震の発表状況(余震含む。)
人命に係わる情報 (最優先)	1 要救助者(負傷者等)の発生状況 2 倒壊家屋・崖崩れ等に伴う生き埋め災害発生状況 3 避難の必要の有無
被害拡大に関する情報	1 火災発生の状況 2 崖崩れ等の二次災害の発生またはおそれの情報 3 危険物(石油類・ガス)の漏洩状況
応急活動に必要な情報	1 市庁舎等の被害状況(使用の可否) 2 道路・橋梁等の活動上重要な施設の被害状況 3 気象情報特に天気現象にかかる情報

2 警戒体制及び発災後に収集すべき情報

【一般災害対策編】第2章第3節第2の3の定めによるものとする。

上記のほか、次の定めによるものとする。

－ 「一般災害対策編」第2章第3節(災害情報の収集伝達)準拠 －

－ 「一般災害対策編」第2章第4節(通信の確保)準拠 －

－ 「一般災害対策編」第2章第5節(災害広報広聴活動)準拠 －

#### 第4節 救助・救急活動

－ 「一般災害対策編」第2章第7節(救助・救急活動)準拠 －

### 第5節 応急避難

#### 第1 高齢者等避難、避難指示

市は、地震により家屋の破損、倒壊、焼失またはライフライン機能の喪失等により日常生活が困難な状況にある市民に対する救済のため一時的な生活の場として避難所を開設する。また、二次災害が発生するおそれがあり、地域住民の生命及び身体に危険が差し迫ったときは、地域住民を避難させるため地域住民に対し、直ちに高齢者等避難の発表、避難指示を行うものとする。



1 高齢者等避難、避難指示の発令権者

発令権者	発令要件	区分
市長	1 要配慮者等、特に避難行動(避難支援者は支援行動)に時間を要する者が、避難行動を開始する必要があると認められるとき。 2 一般住民に避難準備を呼びかける必要があると認められるとき	高齢者等避難
	市民の生命または身体に危険を及ぼすと認められるとき。(基本法第 60 条)	避難指示
知事	災害の発生により、市がその事務を全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき。(基本法第 60 条第 5 項)	避難指示
知事または、その命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。(地すべり等防止法第 25 条)	避難指示
警察官	市長が避難の指示をできないときまたは市長から要求があったとき。(基本法第 61 条第 1 項)(警察官職務執行法第 4 条)	避難指示
災害派遣を命ぜられた自衛官	上記において、警察官が現場にいないとき。(自衛隊法第 94 条)	避難指示

2 高齢者等避難、避難指示の発令

【一般災害対策編】第 1 章第 1 2 節第 2 の定めによるものとする。

上記のほか、「一般災害対策編 第 2 章 第 8 節(応急避難)」の定めによるものとする。

第 6 節 消火活動

— 「一般災害対策編」第 2 章第 9 節(消火活動)準拠 —

第 7 節 医療救護活動

— 「一般災害対策編」第 2 章第 1 0 節(医療救護活動)準拠 —

## 第8節 緊急輸送活動・交通規制

- 「一般災害対策編」第2章第11節(緊急輸送活動・交通規制)準拠—

## 第9節 交通の確保

- 「一般災害対策編」第2章第12節(交通の確保)準拠—

## 第10節 交通施設の応急対策

- 「一般災害対策編」第2章第13節(交通施設の応急対策)準拠—

## 第11節 賃金職員の雇用

- 「一般災害対策編」第2章第14節(賃金職員の雇用)準拠—

## 第12節 社会秩序の維持活動

- 「一般災害対策編」第2章第15節(社会秩序の維持活動)準拠—

## 第13節 防疫・保健衛生活動

- 「一般災害対策編」第2章第16節(防疫・保健衛生活動)準拠—

## 第14節 廃棄物の処理活動

- 「一般災害対策編」第2章第17節(廃棄物の処理活動)準拠—

## 第15節 応急給水活動

- 「一般災害対策編」第2章第18節(応急給水活動)準拠—

## 第16節 食糧・生活必需品の供給活動

- 「一般災害対策編」第2章第19節(食糧・生活必需品の供給活動)準拠—

### 第17節 障害物の除去

- － 「一般災害対策編」第2章第20節(障害物の除去)準拠－

### 第18節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬

- － 「一般災害対策編」第2章第21節(行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬)準拠－

### 第19節 住宅の応急確保

- － 「一般災害対策編」第2章第22節(住宅の応急確保)準拠－

### 第20節 ライフライン等応急復旧活動

- － 「一般災害対策編」第2章第23節(ライフライン等応急復旧活動)準拠－

### 第21節 農地・農業用施設等応急対策

- － 「一般災害対策編」第2章第24節(農地・農業用施設等応急対策)準拠－

### 第22節 市管理施設の応急復旧対策

- － 「一般災害対策編」第2章第25節(市管理施設の応急復旧対策)準拠－

### 第23節 文教施設等応急復旧対策

- － 「一般災害対策編」第2章第26節(文教施設等応急復旧対策)準拠－

### 第24節 要配慮者救護活動

- － 「一般災害対策編」第2章第27節(要配慮者救護活動)準拠－

### 第25節 ボランティア活動の支援

- － 「一般災害対策編」第2章第28節(ボランティア活動の支援)準拠－

## 第26節 危険物施設等災害応急対策

- － 「一般災害対策編」第2章第29節(危険物施設等災害応急対策)準拠－

## 第27節 警戒区域の設定

- － 「一般災害対策編」第2章第30節(警戒区域の設定)準拠－

## 第28節 義援金品の受入・配分

- － 「一般災害対策編」第2章第31節(義援金品の受入・配分)準拠－

## 第29節 災害救助法の適用等

- － 「一般災害対策編」第2章第32節(災害救助法の適用等)準拠－

## 第30節 二次被害防止対策

地震によるがけ崩れや危険物施設等の損傷は、大きな二次災害の原因となるため万全の注意が必要である。土砂災害の危険箇所や危険物施設等について、地震発生後、速やかな点検及び応急措置等を実施し、二次災害発生を未然に防止する。

### 第1 土砂災害等対策

#### 1 点検調査の実施

地震発生後、余震等による二次的な土砂災害や水害等の発生を防止するため、迅速に危険箇所等の調査を行い、災害の危険性について把握するとともに、直ちに県(県中地方振興局経由)に報告するものとする。

##### (1) 点検調査の方法

危険箇所の点検は、危険が想定される箇所の事前調査に基づき調査ルートを設定し、優先順位を決めて実施する。

##### (2) 点検要員の確保

危険箇所の点検要員は、市及び関係機関の職員を確保するとともに、専門技術者等への委託や事前登録ボランティアへの協力要請等により対応する。

#### 2 二次災害のおそれがある場合の措置

##### (1) 避難指示等の実施

二次災害のおそれのある場合は、「本編 第5節 応急避難」に基づき、迅速かつ適切に避難対策を実施する。

(2) 応急工事等の実施

二次災害の発生を防止するため、次のような応急工事等を検討し、迅速に対応する。

- ① 仮設水路の設置
- ② 不安定土砂の除去
- ③ ブルーシート張り
- ④ 土のう積み
- ⑤ 仮設防護柵の設置

(3) 被災宅地危険度判定の実施

- ① 市は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生危険度の判定、標示を行なう被災宅地危険度判定を実施する。
- ② 判定の結果、使用を制限する必要がある場合は、市は、当該宅地の管理者、または使用者に十分な説明を実施し、二次災害発生の防止に努める。

(4) 市民への広報

二次災害に関する情報は、「一般災害対策編 第2章 第7節 災害広報広聴活動」に基づき、二次災害の発生が予想される箇所や避難方法・避難場所など、必要な事項を市民に周知する。

(5) 警戒体制

余震及び降雨による危険箇所の変化の状況を常に監視し、二次災害の発生に備える。

## 第3章 災害復旧計画

— 「一般災害対策編」第3章（災害復旧計画）準拠 —